

「総合的な防衛体制の強化に資する取組（公共インフラ整備）」関係

特定利用港湾について

1. 特定利用港湾の概要

○ 総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。※国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）から抜粋

○ 安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。これらを、「特定利用空港・港湾」とする。

○ 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

※第2回総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（令和5年12月18日開催）配付資料から抜粋

2. これまでの経緯（国からの説明等の状況）

○令和5年10月23日（対面） ※国から申し入れ

国（内閣官房、国交省、防衛省）から県の関係各部に対し「総合的な防衛体制の強化に資する取組」についての一般的な説明

- ・（国からの説明）今回のスキームは、自衛隊と海上保安庁のニーズに基づいたインフラ整備、機能強化、平時からの利用に関するルール作りであること

○令和5年11月15日（対面） ※国から申し入れ

国（国交省四国地方整備局）から県の関係各部に対し追加説明

- ・（国からの説明）高知港、須崎港、宿毛湾港の3港を特定重要拠点（→特定利用港湾）の候補として考えており、今後、調整を進めさせてもらいたい
- ・（県からの要請）協議を進めるに当たり、広く情報の公開と、関係3市をはじめ県民に対して取組内容の説明を行ってほしい

○令和5年12月18日

国が「第2回総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」配付資料を内閣官房のHP上で公開

空港・港湾における「円滑な利用に関する枠組み」のイメージ

インフラ管理者と関係省庁の間で、年度末を目途に、以下を内容とする「円滑な利用に関する枠組み」が設けられるように調整を加速化。

- インフラ管理者は、平素より自衛隊・海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、関係法令等を踏まえ、適切に対応すること。
- 訓練等以外でも緊急時には、関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めること。
- 具体的な運用については、関係者間で連絡・調整体制を構築し、意見交換を行っていくこと。

※上記資料から抜粋（P3）

○令和6年2月13日（オンライン） ※県から説明を要請

国（内閣官房、国交省、防衛省）から関係3市に対し説明（県もオブザーバー出席）

- ・（国からの説明）「民生利用が主」、「自衛隊等の施設整備や部隊配備を目的とはしない」、「米軍が今回の枠組みに参加することはない」等

○令和6年3月5日

国が内閣官房のHP上でQ&Aを公開（県も3月6日にHPのトップページでお知らせ）

○令和6年3月8日

国から発出された協議文書を受領（日付抜きの「円滑な利用に関する確認事項」文書が添付）

3. 県としての考え方（方針）について

（1）方針を検討するうえで判断材料とした国からの説明項目

- ① 今回の枠組みは、あくまで港湾法に基づく通常の港湾利用に係る内容であり、あらかじめ利用調整の枠組みを設けておくことで、より円滑に調整できるようするためのものであること。即ち、自衛隊等の優先利用を前提としておらず、港湾管理者としての県の権限が制限されることはないこと。

- ② あくまで民生利用を主としつつ、自衛隊等が訓練等で利用する場合も、通常の民間船舶が利用するような使用方法が想定されていること。また、自衛隊の部隊配備を目的とはしておらず、米軍が今回の枠組みに参加することはないこと。
- ③ 港湾整備についても、あくまで既存の事業計画がベースであり、港湾予算を配分する際、前提となる民生利用のニーズに、自衛隊等のニーズという政策的な要素が加味されるものであること。これにより、本県が取り組む浦戸湾の三重防護事業などのインフラ整備が加速することが期待されること。
- ④ 平時の訓練によって自衛隊等が本県の港湾を熟知し、災害派遣や国民保護を効率的に実施できるようになることは、大規模災害などへの対応において大きなメリットであること。

(2) 現時点における県の方針（案）

- 今回の枠組みには、県にとっても十分なメリットが期待できるものと受け止めている。
- よって、今回、国との間で協議の対象となっている3港については、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関する「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁との間で確認することとしたい。
- ただし、意見交換会を開催した結果、関係3市から何らかの異論等が出された場合は、これを考慮に入れたうえで最終的な判断を行う。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 3月末まで「円滑な利用に関する確認事項」文書を国と取り交わし

5. 添付資料

- ・ 「円滑な利用に関する確認事項」文書（案）
- ・ 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ & A